

平成30年度第2回茨城県央地域定住自立圏構成9市町村一斉ノーマイカーウィーク

実施要項

(検討資料)

1 趣旨

「茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン」に基づき、公共交通の利用を促進するとともに、過度なマイカー利用がもたらす地球温暖化問題への意識の高揚を図ることを目的として、平成30年度第2回茨城県央地域定住自立圏構成9市町村一斉ノーマイカーウィーク（以下「ノーマイカーウィーク」という。）を実施します。

2 主催

茨城県央地域定住自立圏構成市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村。以下「構成市町村」という。）

3 対象者

- (1) 構成市町村にお住まいの方
- (2) 構成市町村に通勤・通学されている方

4 実施期間

平成30年12月20日（木）から12月26日（水）まで 7日間

※このうち、12月25日（火）を「公共交通利用デー」とします。

5 取組内容

- (1) 4に定める期間中、自家用車の利用を控え、環境負荷の軽減に配慮した行動に取り組んでください。
- (2) 自家用車の代わりの移動手段として、鉄道、路線バスなどの公共交通を積極的に利用してください。特に、「公共交通利用デー」においては、より積極的に、公共交通を利用してください。
- (3) 公共交通が利用しづらい地域にお住まいの方については、自転車や徒歩で移動するようにしてください。
- (4) やむを得ない理由により、自家用車を利用しなければならない場合には、相乗りなど、社会全体としての環境負荷の軽減に努めてください。

6 アンケート

事務局において、「いばらき電子申請・届出サービス」を利用し、インターネット上に、ノーマイカーウィークに関するアンケートの特設ページを設けます。

構成市町村の職員（嘱託員，臨時職員を含む。以下同じ。）は，4に定める期間中，自家用車の利用を控える取組を行った場合には，その取組に関するアンケートに回答してください（アンケートへの回答を行うにあたり，利用者登録などの手続きは必要ありません。）。

(1) URL

https://s-kantan.com/city-mito-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5890

(2) アクセス方法

パソコン，スマートフォンなどからアクセスすることができます。

水戸市のホームページにリンクを設定するほか，QRコードを作成して提示します。

(3) アンケート期間

平成30年 月 日（ ）から平成30年 月 日（ ）まで

7 構成市町村の役割

(1) 実施する事業の検討

構成市町村は，4に定める期間中における公共交通の利用を促進するため，次に掲げる事業の積極的な実施を検討し，平成30年10月10日（水）までに，事業報告書（様式1）を事務局に提出してください。

ア 公共交通に関する情報の提供

イ 公共交通を利用しやすい職場環境の創出

ウ コミュニティバスやデマンドタクシー等の料金の割引または無償化

エ 公共交通の利用に係る負担の軽減（助成など）

オ 公共交通事業者の既存の商品の活用

カ 公共交通利用者への特典の付与

キ その他，公共交通の利用促進に資する施策

(2) 事業の実施に係る準備

構成市町村は，事業報告書により事務局に報告した事業を実施するために，必要な準備をしてください。準備を進める中で，当該事業を実施することができないことが明らかになった場合には，その旨，速やかに，事務局に報告してください。

(3) 事前の周知

構成市町村は、3に定める対象者へのノーマイカーウィークの周知に努めてください。

ア チラシの配布及びポスターの掲出

事務局において、チラシ及びポスターを作成し、平成30年 月 日（ ）までに、構成市町村にお送りしますので、御活用ください。

チラシの配布及びポスターの掲出にあたっては、各行政区域内の事業所にも協力を要請するなどして、より多くの方に周知されるよう努めてください。

イ ホームページなどの活用

構成市町村は、ホームページを活用するなどして、事業報告書により事務局に報告した事業（準備を進める中で、実施することができなくなったものを除く。）に関する情報を、積極的に発信してください。

(4) 事業の実施

構成市町村は、4に定める期間中に、事業を実施してください。

(5) 取組結果の報告

構成市町村は、その職員の取組結果をとりまとめ、平成30年 月 日（ ）までに、実績報告書（様式2）により、事務局に報告してください。

(6) アンケートへの回答の呼びかけ

構成市町村は、その職員に対し、6に定めるアンケートへの協力を呼びかけてください。

8 事務局・お問合せ先

水戸市 市長公室 交通政策課 交通政策係（担当：大津 真奈美，小林 雅史）

[電 話] 029 - 291 - 3804（直通）

[ファックス] 029 - 291 - 3952

[メール] transport@city.mito.lg.jp